

労働災害事例における被害者の素因

谷 口 聡

The Victim's Predisposition in the Case of Worker's Accident

Taniguchi Satoshi

Summary

In Japan it seems to be said that the judicial precedent they can make it the ground to reduce compensation the victim's predisposition in tort or default on an obligation is totally accepted. However the cases that forms the precedent theory are almost traffic accident cases. Then is the theory really applicable to another area of cases?

On this paper it is insisted that the theory is not applicable to the case of worker's accident. Because in the relation of victim's predisposition, the case of worker's accident has different history, contents and background from the case of traffic accident. Especially, in the case of traffic accident there exist peculiarity. That is the victim and the assailant are "non-communicator" and have "equality" in the sense of the participant of traffic. In the contract, in the case of worker's accident employee and employer are "the information-exchanger" and have "no equality".

And final purpose of this paper is to cast a doubt against the trend that the theory of the precedent about victim's predisposition has already built up.

1 はじめに

不法行為の被害者に「疾患」などの素因が加害行為以前から存在していた場合には、損害賠償額を決定する上で、これを考慮して減額を図るという理論が判例において定着しつつあるかのように論じられる。その論調は近年日に日に強まっているように思われる¹。最近の民法改正論議におい

1 谷口聡「素因減責の可否についての一考察」『現代私法学の課題』伊藤進教授古稀記念論文集（第一法規株式会社 平18）325頁以下参照。北河隆之「素因減責論」『割合的解決と公平の原則』野村好弘監修（ぎょうせい2002）41頁参照。なお、橋本佳幸教授は「過失相殺」『民法の争点』Jurist増刊（有斐閣 平19）291頁において、「学説では、最高裁判例の登場後もなお、素因斟酌の可否が大いに争われている」とされるが、斟酌否定の引用文献に平成15年以降のものが掲載されていない。

ては、いくつかの改正試案において、「被害者の素因」を賠償額減額事由として条文に明記・列挙するものも現れた²。しかし、特に、過失相殺の規定（民法722条2項）を類推適用して「被害者の素因」を考慮し、賠償額減額を図るとというのが判例の立場であるという結論を総合的観点から得るには、未だ判例の分析が不十分であるように思われる。というのは、素因原則考慮という見方を形成した最高裁判決は、これまで、すべてが交通事故事例であったからである。

本稿では、不法行為の他の分野においても果たして素因原則考慮という立場が通用するものであるのかどうかを検討するために、労働災害の分野の事例を分析する。

2 これまでの判例の展開

これまで、いわゆる「被害者の素因」の考慮・不考慮の議論をけん引してきたのは、いずれも交通事故における被害者の様々な素因を賠償額を決定する上でどのように扱うかという議論であった。

最判昭和63年4月21日（民集42巻4号243頁）（以下本稿で「Ⅰ判決」という）は、交通事故の被害者の心因的要因を考慮して民法722条2項の類推適用により賠償額の減額を図った。次に、最判平成4年6月25日（民集46巻4号400頁）（以下本稿で「Ⅱ判決」という）は、交通事故の被害者の「疾患」について同じく民法722条2項の類推適用により賠償額の減額を図った。続いて、最判平成5年9月9日（判時1477号42頁）（以下本稿で「Ⅲ判決」という）は、交通事故の被害者自殺の場合について、自殺に寄与した心因的要因を斟酌して賠償額を減額した。そして、平成8年には2つの最高裁判決が同日になされ、一方の判決においては、「疾患」に該当する被害者の素因が存在する場合には賠償額が減じられるべきであるとし³（以下本稿で「Ⅳ判決」という）、他方の判決においては、被害者の身体的特徴が「疾患」に該当しない場合には賠償額を減じることができないとした判決⁴（以下本稿で「Ⅴ判決」という）がなされた。この平成8年の同日の2つの最高裁判決により、「疾患」という非常に広い意味を有する概念において民法722条2項の類推適用による賠償額減額は定着したかのように見られてきたのである⁵。

最高裁がⅠ判決において、心因的要因の考慮を疾患の考慮のⅡ判決（平成4年）よりも早い昭和63年に認めたのは少なからず、学説の影響もあったのではないかと推量される。民法の722条2項の適用を考える場合、心因的要因の方が疾患よりも「被害者の過失」に近い要素であると見こともできる。このため、当時の素因原則不考慮の主張を先駆けてなした論者さえも、例外的に心因的

2 新美育文「過失相殺規定において類推適用で処理されてきた問題を正面から規定すべきか」『民法改正を考える』法律時報増刊 椿寿夫ら編（日本評論社 2008）373頁。

民法改正研究会（代表 加藤雅信）『日本民法典財産法改正試案』判タNo.1281 139頁。

3 最判平成8年10月29日（平成5年（オ）第1603号）（自動車保険ジャーナル第1173号 平成8年11月14日）

4 最判平成8年10月29日（平成5年（オ）第875号）（民集50巻9号 2474頁）。

5 例えば、平成22年版（2010年版）の有斐閣の判例六法に掲載されている民法722条2項が類推適用される場合の判例は、本稿本章掲載の最判昭和63年と最判平成4年、及び本稿後掲最判平成20年3月27日（判時2003号 155頁）の3つのみである。

要因の斟酌は認めざるを得ないものとしていたくらいである⁶。

ところで、交通事故を起こすという不法行為の特徴はどのような点にあるだろうか。一つには、加害者と被害者が不法行為時点において全く相手のことを知らない他人同士であるという点があげられよう（好意同乗者の交通事故被害などは除いて考える）。言わば、「非対話者間」の不法行為ということである。二つ目としては、立場の「対等性」が挙げられよう。これは消極的な意味におけるものではあるが、例えば、被害者が加害者の指揮命令下に置かれていたり、交通に関して被害者の情報量が加害者の情報量より少なかったりする等のことは一般的には考えにくいからである。

なお、本稿においては、交通事故事例の判決である。Ⅰ判決～Ⅴ判決における詳細な検討は筆者のすでになした別稿における検討をもって代えることとする⁷。

3 自殺における心因的要因不考慮事例

交通事故領域と労働災害領域の不法行為における「素因」の考慮の仕方が顕著に異なるのが被害者自殺の場合において寄与した心因的要因の考慮・不考慮である。Ⅲ判決では、交通事故から自殺に至る過程で寄与した心因的要因を考慮したが、労働災害の場合においては、最高裁は以下に示すようにこれを考慮すべきでないとして明確に判示しているのである。

★最判平成12年3月24日（民集54巻3号 1155頁）[以下「①判決」という]

【事実概要】 Aは昭和41年生まれの男性であり、X1およびX2の長男であったが、平成2年4月にY会社に入社した。採用の約2か月前の健康診断では色覚異常があるとされたほかは格別の問題の指摘はなされなかった。その後Aは長時間にわたり残業を行う状態を1年余り継続した後、遅くとも平成3年8月にはうつ病にり患し、うつ状態が深まって、平成3年8月自宅の風呂場において自殺した。Xらは、Yに対して民法715に基づいて損害賠償を請求した。

【判決要旨】 原審は、XらにもAの状況を把握するなどの責任があったとして、賠償額を定めるに当たりこれを斟酌したが、本上告の判決においては次のように判示された。「ある業務に従事する特定の労働者の性格が同種の業務に従事する労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものでない場合には、その性格及びこれに基づく業務遂行の態様等が業務の過重負担に起因して当該労働者に生じた損害の発生または拡大に寄与したとしても、そのような事態は使用者として予想すべきものといえ、このような場合、裁判所は、業務の負担が過重であることを

6 わが国において、素因原則不考慮の主張の先駆けをなしたのは、西垣道夫弁護士であった。その西垣弁護士も、心因的素因の考慮は例外的に認めるという立場を示していた。西垣道夫『「鞭打症」における損害算定上の諸問題』『現代損害賠償法講座7』（日本評論社 昭49）309頁以下参照。同じく、飯塚和之『因果関係』『注解交通損害賠償法』（青林書院新社 昭57）374頁参照。

7 前掲谷口「素因減責の可否に関する一考察」、谷口聡「素因考慮の本質と法的構成」明治大学大学院法学研究論集第9号 193頁。同「寄与度減責理論の展開と本質的課題」明治大学大学院法学研究論集第5号 185頁。

原因とする損害賠償請求において使用者の賠償すべき額を決定するに当たりその性格及びこれに基づく業務遂行の態様等を、心因的要因としてしんしゃく〔考慮〕することはできない〕。

この最高裁判決は、以下に掲げる②③④判決の先例をなし、労働災害領域における心因的要因不考慮という1つの準則を形成したとみることができる⁸。

★長崎地判平成16年9月27日（判時1888号 147頁）〔以下「②判決」という〕

【事実及び判決要旨】Aは日刊新聞Y会社の制作局次長であったが、自殺した。この自殺は過労自殺であると認定された。Aの妻XはYに損害賠償請求をした。判決では前掲①判決が引用されながら、使用者は労働者の配置先・業務内容などを労働者の性格等を判断して考慮できるものであるなどとして、心因的要因の斟酌を否定した。

★京都地判平成17年3月25日（判時1895号 99頁）〔以下「③判決」という〕

【事実及び判決要旨】Aはレストランなどを多数経営するY会社に店長として勤務していたが、うつ病を発症し、これが重症化して自殺した。Aの遺族Xらは、Yに雇用契約上の安全配慮義務違反があったなどとして損害賠償を請求した。判決では、YはAの異常な精神状態を知りえたはずなのに何らこれに対する措置をとらなかったなどとして責任を認めた上、①判決を引用して、心因的要因の斟酌を否定した。

★東京地判平成17年3月31日（判時1912号 40頁）〔以下「④判決」という〕

【事実及び判決要旨】AはY1会社入社直後にY2会社に派遣され労働に従事していた者であったが、自宅で自殺した。Aの母親Xは、Aが自殺したのはYらにおける過重な労働が原因であったとして安全配慮義務違反ないし不法行為に基づいて損害賠償を請求した。この判決で、Yらの責任を認め、Y1が主張した素因減額を、①判決を引用しつつ否定した。その上で、YらはAの健康状態の悪化に気がつかなかった一方で、XもAの身近にいなかったことなどの諸事情を勘案して損害の3割を減額した。

以上の②③④判決はいずれも①判決を引用の上で、被害者自殺における心因的要因の考慮を否定したものであり、これは交通事故事例で出されたI判決およびIII判決と全く逆の内容となっているものである。これら事例を見るだけでも、「被害者の素因」の問題に決着がついているという見方が簡単には認められないものであることがわかる。

そして、労働災害事例では交通事故事例と異なった判決が下される理由が②判決や③判決から読みとれるのである。すなわち、②判決においては、使用者は労働者の配置先や業務内容を決めることができる立場にあるという加害者と被害者の言わば「非対等性」が見てとれるのである。また、

8 この判決に関してはすでに多くの判例評釈、判例研究が出されている。紙幅の関係上本稿ではその検討は割愛させていただく。

③判決においては、使用者が労働者の健康状態について情報を得ておく義務があり、かつ、それに沿った指揮命令をしなくてはならないことが判示されている。言わば「対話者間」の不法行為である。

いずれにしても被害者の自殺に関する最高裁判所の立場は、交通事故事案と労働災害事案では異なっていることは明らかである。

なお、下級審において、労働者自殺における心因的要因の寄与を考慮した裁判例としては、★浦和地判平成13年2月2日（判時1774号 154頁）、★東京高判平成14年7月23日（労働判例No.852 73頁）、★東京高判平成15年3月25日（労働判例No.849 87頁）などがある。

4 「疾患」不考慮事例とそれに関係する事例

(1) 素因の考慮を否定した判例

次に掲げる高裁判決は死亡した被害者の身体的素因について、これを論理的に説示した上でその考慮を否定した判決である。ただし、過失相殺事由があり、これについては過失相殺を行っている。

★大阪高判平成15年5月29日（労働判例No.858 93頁）[以下「⑤判決」という]

【事実概要】 AはY会社に溶接作業員として勤務するものであったが、作業中に脳梗塞を発症し入院したが、翌日死亡した。Aの遺族XらはYに対して安全配慮義務違反がある等として損害賠償を請求した。第一審は、Aの基礎疾患としての心房細動、高脂血症や飲酒などの要因、また、Aが健康保持義務を果たさなかったことなどを斟酌し、民法418条を適用及び類推適用してAの損害額の3分の1についてのみ請求を認めた。

【判決要旨】 本控訴審においては、Yは、Aに対し、使用者として安全配慮義務を負っており、労働者であるAの健康状態を把握したうえで、同人が業務遂行によって健康を害さないよう配慮すべき第一次的責任を負っているから、Aの身体的な素因等それ自体を過失相殺等の減額事由とすることは許されないとした。その上で、Aは心房細動等について治療を受けなかったものであり、治療を受けていれば本件脳梗塞の発症を回避しえた可能性が相当程度あり、労働者が使用者に対して、自己の症状に関する報告等をし、使用者側で十分にこれを認識する必要があるなどと判示した。そして、Yに全額賠償させることは労使関係の非対等性を考慮しても公平とはいえない等として、民法418条の適用ないし類推適用をしてAに生じた損害の4割を減額した。

この判決には、いくつかの注目すべき点がある。第一には、使用者は労働者に対して安全配慮義務を負っているので、労働者の身体的な素因等それ自体を過失相殺等の減額事由とすることは許されないと端的かつ明確に労働災害における素因考慮を否定したという点である。第二には、使用者は労働者の健康状態を把握する義務があると同時に労働者も使用者に対して自己の健康状態に関する情報提供をなさなければならないという趣旨のことが判示されている点である。この点は、使用

者と労働者が被害発症の以前から情報交換が可能な「対話者」であることを示している。第三には、「労使関係の非対等性」という文言が示されている点である。この判決では、結論として、「過失相殺」による減額はなされているものの、それは「素因の考慮」でないことは明らかである。

この他にも傍論においては、被害者の損害発生について予見可能性がある場合に素因減額を否定した裁判例が存在する。

★東京地八王子支判平成17年3月16日（労働判例No.893 65頁）[以下「⑥判決」という]

【事実及び判決要旨】 Xは、航空機の機内設備の製造修理などを業とするY会社に雇用されていた者で航空機内装品の燃焼試験業務に従事していたところ、慢性気管支炎、化学物質過敏症に罹患した。XはYに対して、労働契約上の安全配慮義務および不法行為に基づいて損害賠償を請求した。これに対して、Yは、Xには職歴上症状発現に寄与する素因があり、Yに回避義務を課するのは損害の公平な分担という損害賠償法の目的からして妥当ではないなどの主張をして争った。この判決では、YにXが発症したと認められる症状等の健康被害についての予見可能性が認定された。その上で、そもそもXの職歴上、症状発現に寄与する素因があったかどうかは明らかではなく、仮にXにそのような素因があったとしても、Yには、結果発生の予見可能性が認められ、また、安全配慮義務は、その履行が困難であるともいえないからYの回避義務を課するのが相当でないということとはできないと判示した。

(2) 素因の寄与を認定しながらも割合的考慮をしない事例（非損害賠償請求訴訟）

労働災害を理由として労災基金や労災保険などの請求をする場合、被害が労働に従事していたことを原因とするものであるか否かの判断はたとえ素因が寄与しているときであっても悉無律でなされる。したがって、労災に素因が寄与していても被害と労働との間に相当因果関係の有無によりオール・オア・ナッシングで労災の支給は決定されることになる。

この項目で以下に採り上げる2件は、そのように素因に該当するものが認定されながらも、相当因果関係が認められたことにより、労働災害に対する保障が満額で認められたケースである。

★名古屋高裁金沢支判平成12年9月18日（判タNo.1056 202頁、労働判例No.796 62頁）[以下「⑦判決」という]

【事実及び判決要旨】 Xは県立高校の女性教諭であったところ、公務出張途中にもやもや病（ウイリス動脈輪閉塞症）による脳内血管の破綻により脳内出血・脳室内出血を発症して倒れ、脳障害等の後遺症を負ったことから、地公災基金福井県支部長に対して地方公務員災害補償法に基づき、公務上災害の認定を請求したところ、公務外であるとの認定処分を受けたため、本件処分の取り消しを求めて提訴した。第一審の福井地判平成9年11月19日においては、この請求が棄却されたため、控訴した。本控訴審においては、もやもや病にXが以前から罹患していたことなどを

前提としたうえで、Xの脳内出血・脳室内出血の発症はその発症前にXの従事していた公務に起因して生じたものであり、その間に相当因果関係があると認めるのが相当であるとして、本件公務外認定処分を取り消した。

★横浜地判平成13年2月8日（労働判例No.811 42頁）[以下「⑧判決」という]

【事実及び判決要旨】Aは、測量調査を業とするB会社で業務に従事する者であったが、出張中に致死的不整脈による心臓突然死により死亡した。Aの妻XはY労働基準監督署長に労災保険の遺族補償給付等の支給を申請したが、不支給処分とされたため、この処分の取消請求をYに対して提起した。この判決では、Aには、男性で40歳を超えていたという基礎因子、遺伝的要素、急激な肥満傾向などがあり、高脂血症が進行していたと考えられる余地があること、さらには、Aには冠動脈のアテローム性動脈硬化に関する危険因子が複数あったことなどが認定された。その上で、本件業務は、直接Aにストレスを与えることにより、及び間接的にAを肥満とさせることにより、冠動脈硬化症を発症せしめ、これが致死的不整脈発症となったとしてAの死亡と本件業務との間に相当因果関係を肯定した。

上記⑦判決および⑧判決はいずれも損害賠償請求ではなく、労災補償不支給に対する処分取消訴訟であるので、過失相殺等がなされて割合的な斟酌がなされないのは当然である。しかし、ここで1つ重要な点は、労働災害事例が交通事故事例と素因考慮・不考慮について異なる経緯をたどっているとすれば、その要因の1つは、労働災害の補償が悉無律でなされていることについて、同じ民事損害賠償請求においてもバランスが図られているからではないかと思われる点である。

(3) 過失相殺事由を考慮しない事例

被害者の素因の事例を離れるが、労働災害事例において、一般的には被害者の過失に該当する事由を考慮しない判決がある。これは「労使間の非対等性」が強く影響している判決であると考えられるので、以下に2つの事例を挙げておきたい。

★札幌地判平成11年5月28日（判時1703号 3頁）[以下「⑨判決」という]

【事実及び判決要旨】北海道内の炭鉱で働き、じん肺に罹患した元従業員およびその相続人が、企業に対しては、安全配慮義務の不履行に基づき、国に対しては国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を請求した。これに対し、企業および国は、成立要件を争点として争うとともに、従業員らは防じんマスクの着用を怠り、また、喫煙をするなどして健康被害をもたらしたとして過失相殺を主張した。この判決で、防じんマスクの着用については、一定の苦痛が伴うものであり、着用させることを労働者の自主性に任せることには無理があるとした。また、喫煙については、これが従業員の健康状態の悪化に具体的にどのような影響したか明らかにする証拠はないなどとして、過失相殺の主張を全面的に退けた。

★福岡地判平成13年12月18日（判タNo.1107 92頁）[以下「⑩判決」という]

【事実及び判決要旨】福岡県と熊本県にまたがる三井三池炭鉱で就労したことにより、じん肺に罹患したとして、元従業員とその相続人が同炭鉱を経営していたY1およびY2企業に対して、安全配慮義務の不履行為を理由として損害賠償請求を提起した。Yらは、従業員が喫煙していたことは慢性気管支炎と肺気腫の最大の原因であり、また、従業員は法令で義務付けられた防じんマスクの着用を怠ったとして過失相殺を主張した。この判決で、Yらは、従業員に対する喫煙に関する教育が不十分であり、また、教育が不十分であったため従業員は防じんマスクの着用の必要性を十分に認識しえなかったものであるなどとして、過失相殺の主張を全面的に退けた。

以上の⑨判決および⑩判決は、一般的には自己の健康保持義務違反に該当するとして過失相殺の規定の適用事由となるような喫煙や法令違反による防じんマスク不着用を斟酌せずに賠償額を決定している。これは、「労使間の非対等性」を損害賠償訴訟において顕現させたものであると考えられることから、あらためて労働災害領域における不法行為の特殊性が浮き彫りとなるものであると考える。

5 「被害者疾患」考慮事例

(1) 素因を考慮した判決

体質的な素因を考慮することを認めた最高裁の判決があるので以下に概略を紹介する。

★最判昭和20年3月27日（判時2003 155頁、判タNo.1267 156頁）[以下「⑪判決」という]

【事実概要】AはY会社の前身であるB会社に入社して勤務していた者であったが、陳旧性心筋梗塞であり、遺伝的に総コレステロール値が高くなる疾患で、虚血性心疾患の危険因子となる家族性高コレステロール血症が認められるものであった。Aは急性心筋虚血により死亡した。Aの相続人Xらは、Yは安全配慮義務違反による過失がある等として、不法行為または債務不履行により損害賠償を請求した。第一審では、Yの安全配慮義務違反による過失を肯定して損害賠償責任を肯定した。Yは、この第一審において過失相殺を主張しない旨釈明していたところ、控訴審において過失相殺に関する規定の類推適用を主張し、素因減額を主張した。この点について、原審たる控訴審においては、著しく信義に反するものであり、また、第一審の軽視にもつながるものであるから許されないと判示した。

【判決要旨】最高裁判決であるⅡ判決を引用した上で、「このことは労災事故による損害賠償請求の場合においても、基本的に同様であると解される」とした。その上で、Aの基礎疾患の態様、程度、本件における不法行為の態様等に照らせばYにAの死亡による損害の全部を賠償させることは公平を失するとした。また、裁判所が過失相殺に関する規定を類推適用するには賠償義務者によるその旨の主張を要しないと、原審の判決を破棄し、差戻しとした。

この判決については、既にいくつかの判例評釈・研究がなされている。その詳細に立ち入って検討する紙幅はないが、労働災害においては会社が労働者の健康状態について情報を持ちうること、すなわち、筆者が本稿で述べているところの「対話者間」という不法行為態様であることを理由として、労働災害における素因斟酌に否定的な見解を示し、本判決を批判している見解も少なからず見受けられる⁹。また、本判決は最高裁における「素因」という問題に支柱を加えたとして評価しつつも、「不法行為態様等」を考慮して過失相殺規定類推適用の是非を判断する必要性は労災事故事案において広く認められるべきものであるとした見解もある¹⁰。さらには、この判決を評価する判例評釈も存在する¹¹。

筆者としては、本稿においてこれまで示してきた諸判決、以降なす検討を考えると全くその理由を示すこともなく「労災事故による損害賠償請求」がⅡ判決と基本的に同様であるとした判決には説明不足を感じざるを得ない。本判決は、むしろ、第一審で被告が主張していなかった過失相殺の規定の類推適用を、控訴審においてこれを認めるか否かという点に判決文の力点が置かれたものであり、労働災害領域の不法行為における被害者の素因という問題に十分な説明と理論づけをなした判決ではないとみるべきである。

この他、下級審にも「疾患」を考慮した判決があるので3件示しておくこととする。

★東京高判平成11年7月28日（判時1702号 88頁）[以下「⑫判決」という]

【事実及び判決要旨】AはY会社においてコンピュータソフトウェア開発業務に従事する者であったが、脳出血により死亡した。Aの相続人Xは、Aが死亡したのはY会社において過重な業務に従事したことが原因であるとして、安全配慮義務を尽くさなかった債務不履行があると主張して損害賠償を請求した。第一審においては、Yの責任を肯定した上で、Aは境界域高血圧（140/92）という基礎疾患を入社直後から有していたこと、また、それを知りながら精密検査や治療を受ける等をせず健康保持について配慮を怠ったことなどを理由として民法418条を類推適用して弁護士費用を除く全損害額の50%を減額した。これについて原審もほぼ同じ理由により、同じく民法418条の過失相殺の規定を類推適用して全損害額の50%を減額した。本判決においては、上告を棄却して、Aの境界域高血圧と、Aが健康診断の受診結果にもかかわらず精密検査を受けなかったことを考慮した。

この判決では、「境界域高血圧」が基礎疾患として考慮されているが、V判決理論からすると、「境界域」の高血圧なのであるから、「疾患」には該当せず、単なる身体的特徴に過ぎないのではないかと考えられる。これとは別に精密検査を受診しなかったなどの事情を健康保持義務違反として考慮するのであれば、それは、後述⑭判決以下でも示すように、過失相殺の「類推適用」ではなく、

9 高田淳「被害者に疾患がある場合の素因減額」法セミNo.644 132頁。中山布紗「被害者に基礎疾患が存在していた場合における損害賠償額の算定」法時81巻4号 116頁。

10 中澤文彦「労災事故における被害者の既疾患が寄与した場合と民法722条2項の類推適用」季刊労働法226号 219頁。

11 寺沢知子「業務上の過重負荷と疾患を原因とする死亡と過失相殺」民商139巻4・5号 557頁。

直接適用を図るべき事由ではないかと考えられる。

また、この判決では、被害者の健康に関する情報に被害者が配慮しなかったことが減額の大きな要因とされたのであるが、被害者の健康状態は使用者も被用者も共有すべき情報であるものであるということがあらためて示された判決であるとみることもできよう。

★千葉地判平成17年9月21日（判時1972号 117頁）[以下「⑬判決」という]

【事実及び判決要旨】 Aは冷凍食品の保管・配送等をするを業とする合併前のB会社に勤務し、配送業務に携わっていたが、血液の癌である骨髄異形成症候群（MDS）と診断された。その後、肺炎と診断されて病院に入院し治療を受けていたが、黄色ブドウ球菌性肺炎による多臓器不全により死亡した。Aの遺族であるXらは、B会社合併後のY会社に対して、Aは過酷な労働を強いられていたなどとし、安全配慮義務違反の債務不履行に基づき損害賠償を請求した。この判決で、Yには安全配慮義務違反をした債務不履行があることが認定され、賠償が認められたが、Aの被った損害額の算定に当たっては、民法418条の過失相殺の規定を類推適用し、AのMDSの病型・程度等に照らして、その損害額から2割を減額するのが相当であるとした。

★東京地判平成17年5月26日（判タNo.1200 207頁）[以下「⑭判決」という]

【事実及び判決要旨】 AはY会社に勤務する者であったが、病院を受診し、冠攣縮性狭心症の可能性が高いと診断され、以降病院に月1回の割合で通院するようになった。意識を失い救急車で病院に運ばれることなどがあつたところ、虚血性心疾患により死亡した。Aの妻と娘であるXらは、Aの死亡はYにおける過重業務が原因であるとして、Yに対して安全配慮義務違反による債務不履行ないし不法行為に基づく損害の賠償を請求した。この判決で、Yには損害賠償責任が認められたが、Aの冠攣縮性狭心症を業務と無関係な素因として損害の額を定めるに当たり斟酌すべきとし、Aが喫煙をしていたことなどのリスクファクターと救命の可能性等を総合的に考慮して民法722条2項の類推適用により損害額のうち25%を減額した。

(2) 疾患考慮と過失相殺の規定の直接適用

本稿では、「被害者の素因」を過失相殺の規定の類推適用という法的構成により考慮することの是非について論じている。そして、これを原則として考慮すべきはないとするのが筆者の基本的立場であるが、それは、「被害者の素因」を考慮することが「被害者の過失」を考慮することに匹敵する内容である場合にまで及ぶものではない。従来の意味における「被害者の過失」に該当するような要因はまさしく「過失相殺」の規定を直接適用する構成を採れば何ら批判の対象とするものではない。ここでは、被害者の素因が存在する場合にそれを斟酌せず、過失相殺の直接適用の事由として斟酌した事例を2つ採り上げる。

★東京地判平成16年7月29日（労働判例No.882 75頁）[以下「⑭判決」という]

【事実及び判決要旨】 Xは、Y会社に勤務していたが頸肩腕症候群を発症し13年間休職していた。その後復職し、ダイレクト・メール宣伝による顧客申込書受付などを主な業務とするベリファイ係で勤務していた。Xは、その後、右頸部、頭部の付け根に凝りと痛み、右肩に塊と凝りなどを感じるようになり、頸肩腕症候群の再発と診断された。そこで、XはYに対して安全配慮義務違反に基づき損害賠償を請求した。この判決では、Xが頸肩腕症候群を再発したと診断される前、自覚症状が出始めたころにYに申告し、仮にYがXをベリファイ係から他の係へ異動するなどしていれば、後のXの症状にまでは至らなかった可能性が高いところ、頸肩腕症候群の場合、初期症状は自覚症状であって、第三者が把握することが困難であることからすると、このような申告をしなかったXにも過失があったとして、過失相殺をなし、4割を減額した。

被害者の基礎要因を「疾患」として過失相殺の規定の類推適用をするのではなく、自覚症状を申告しなかったことを「被害者の過失」として過失相殺を直接おこなった判決である。

★大阪高判平成16年7月15日（労働判例No.879 22頁）[以下「⑮判決」という]

【事実および判決要旨】 Yが開設する大学病院の臨床研修医であったAは、研修開始以前から誘導心電図上にブルガダ症候群の特徴的な心電図波形が現れており、ブルガダ症候群という素因を疾患として有していた。Aが突然死したため、Aの相続人であるXらがYに対し、Aの突然死はY病院において著しく過重な研修に従事させたことに起因する過労死で、Yには安全配慮義務違反があったなどと主張し、損害賠償を請求した。この判決では、Yの安全配慮義務違反等の責任が認められた。また、ブルガダ症候群という素因が存在したことも認定された。その上で、Aは、自己の健康に異変を感じてY病院を受診していたならば、ブルガダ症候群の発症を回避することができた可能性があったと言わざるを得ないとし、Aにも自らの健康管理の面に配慮を欠いた面があったとして、過失相殺により賠償額の2割を減額した。

この判決では、「素因」を認定しながらも、これを過失相殺の規定の類推適用により考慮するという構成を採らずに、健康管理を欠いた過失があったと構成して過失相殺を直接おこなったという点に注目すべきである。

(3) 交通事故事例類似の労働災害事例

交通事故事例の特徴の1つは、加害者と被害者が事前に情報を互いに持ち合うことのない「偶発的」な「非対話者間」の出来事であるということである。そのような「偶発的」「非対話者間」の出来事が労働災害において起こる場合には、これが現在の判例理論に従えば類似の扱いがなされるという結論について自然なものであると勘案することもできる。そのような労働災害事例も存在するので紹介する。

★神戸地姫路支判平成11年3月31日（判時1699号 114頁）[以下「⑩判決」という]

【事実及び判決要旨】 Y 1 の経営するゴルフ場においてキャディとして稼働していた X は、キャディ業務に従事中、同ゴルフ場でプレーしていた Y 2 の打球を右足部に受けた。これにより X は、右足関節内顆骨骨折の受傷を負い、右足関節機能の全廃に近い後遺障害を残した。そこで、X は、Y 1 に対して雇用契約上の安全配慮義務違反の債務不履行又は不法行為に基づいて、Y 2 に対しては不法行為に基づいて右損害の賠償を請求した。この判決で、Y 2 については過失が認められないとして責任を否定したが、Y 1 については安全配慮義務違反の債務不履行を認めた上で、以下のように相当因果関係を割合的に認定した。X の後遺障害の原因は、腓骨神経麻痺と反射性交感神経性異栄養症候群が合併した状態であると思われること、神経麻痺の原因は特定できないこと、射性交感神経異栄養症候群は軽微な外傷を契機としても発症しうること、の後遺障害の主因は右腓骨神経麻痺であり、原因の関与の比率が六ないし七割程度と見られること、もっとも本件事態様及び初診時の X の骨折の状態ないし程度からすると、原告の後遺障害の原因となるような神経麻痺が生じるとは通常考えられないこと等の事実が認められる。右事実を総合すると、本件事故と原告の後遺障害との間に事実的因果関係を認めることはできるものの、その相当性の判断としては、損害の公平な分担という不法行為の制度趣旨に照らし、100パーセントの因果関係を認めるのは相当ではなく、いわゆる素因的要素による減額と、相当性の立証が完全になされていないとの観点から、右後遺障害による損害の50パーセントを減じるのが相当である、というものである。

この事例は労災事例であるものの、被害者 X と直接の加害者 Y 2 との関係は「非対話者」であると見ることができるケースであり、「偶発的」に被害者と加害者の関係を生じる交通事故事例に共通する条件をもつ事例である。

6 まとめ

本稿における裁判例・判例の検討を整理したい。本稿の出発点は、「被害者の素因」の問題に決着がついており、すでに、民法改正における立法条文提案として、賠償額の斟酌事由に「被害者の素因」を明記しているものまで現れているという状況に対する疑問であった。これについて、労働災害という1つの領域における裁判例・判例の検討を通じて以下のような結論を得ることができたといえよう。

まず、第一に、交通事故の事例においては、心因的素因を斟酌したⅠ判決に始まり、「疾患」を斟酌したⅡ判決が出され、自殺における被害者の心因的要素を斟酌したⅢ判決、そして、Ⅳ判決、Ⅴ判決へとこの順序で判決が出された。これに対して、労働災害判例においては、Ⅰ判決およびⅢ判決と一線を画する形で①判決が出され、続いて、労働災害においては被害者の素因は斟酌すべきでないという高裁の判決である⑤判決が出された後に、Ⅱ判決を引用して「労災事故による損害賠

償請求の場合においても、基本的に同様である」という⑪判決が出された。しかしながら、自殺における被害者の心因的要因を否定した①判決は未だ維持されているのである。このように、一言で被害者の素因と言っても、交通事故事例と労災事例では斟酌の内容も判例の経緯も全く異なっていることは明白である。加えるなら、⑪判決は、裁判官が被告の主張を待たずに職権で過失相殺ができるという点に力点の置かれた判決であり、上述のような労災判例の展開の経緯に鑑みるならばあまりにも説明が不足している素因考慮の判決と言わざるを得ない。

第二に、労災事例においては、被害者（被用者）と加害者（使用者）の関係が「対話者」であり、かつ、「非対等者」であるという特徴がある。この点は、特に被害者と加害者が「非対話者」であり、かつ、「対等者」であるという交通事故事例と比較すると顕著である。⑤判決においては、被用者の健康状態について使用者が情報を得ていなくてはならず、他方、被用者も情報を提供していかなくてはならないことが判示されている。また、⑨判決および⑩判決においては、これらは「素因」事例ではないものの、被用者と使用者の非対等性ゆえに過失相殺が否定されたという事例であった。逆に、これとコントラストとなすのは⑰判決であり、労災事例といえども「非対話者間」の不法行為においては、賠償額を決する上で被害者の素因が斟酌されている。ここにおいても、やはり、交通事故事例における素因の斟酌と労働災害事例における素因の斟酌は異なった考えに基づいてなされていることが浮き彫りとなっていると言えよう。

以上によれば、本稿における出発点であった疑問に対する答えの方向性もおぼろげながら見えてくるように思われる。というより、その疑問がますます深いものになったというべきであろう。

ところで、筆者は素因原則不考慮の立場に立つ旨、本稿中において述べてきたが、素因考慮を完全否定するものではない。⑭判決および⑮判決のような事例は、被害者の「自己健康管理義務」において過失があったと構成して過失相殺の規定を直接する構成を採った事例である。このような場合にまで、「被害者の素因」の存在を認定してこれについて過失相殺の類推適用をするという構成は必要ないとする判断は当然であると考える同時に、そのようなケースに限って、「実質的意味での素因斟酌」は許されるものと考えるものである。

いずれにしても、本稿では労働災害事例のみを取り扱ったのであり、この他にも、医療過誤事例、公害事例や一般的不法行為事例における素因の斟酌に関する裁判例・判例の検討が必要である。従って、本稿では、民法改正論議においてその改正提案条文に賠償額の斟酌事由として「被害者の素因」を明記することに対して疑問符を付して最終的結論とするものである。

(了)

(たにぐち さとし・本学経済学部准教授)